

**練馬区立開進第二中学校PTA  
総会運営に関する細則**

2016年2月26日制定  
2024年4月1日一部改正

**(対応条項)**

第1条 本細則は、練馬区立開進第二中学校PTA規約第21条から第26条の実施に関し定めるものである。

**(招集)**

第2条 定期総会の招集は、開催日の10日前までに、書面による開催案内をもって、会員全世帯に対し行う。臨時総会については、その議事内容に応じて必要な期間を設定し、最適な手段をもって開催案内を行う。

第3条 開催案内には、議事内容とそれぞれの議事の区分(審議決定、周知報告)を明記する。  
また、必要に応じ、議事資料を添付する。

第4条および第5条 (削除)

**(委任状)**

第6条 やむを得ず総会を欠席する会員は、議決に関する委任状(以下、委任状)を議長に提出する。

第7条 委任状による議決の委任先は、全会員から任意に指定することができる。委任先が指定されていない場合は、議長に委任されたものと見なす。

**(進行)**

第8条 総会の進行は、議長の指名した役員が行う。

第9条 役員及び委員会などの活動報告は、配付資料に記載するものとし、口頭での報告は必要最小限に留める。

**(議決)**

第10条 議長は、議決権を持たない。ただし、議決に際し、賛否が同数となった場合、議長がこれを決する。

**(書面総会)**

第11条 役員会の協議により総会は会合によらない開催とすることができるものとし、その場合、総会での決議は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、会員の過半数の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。

(改正)

第12条 本細則の改正は、役員会において、出席者の過半数の賛成をもって行い、結果を総会に報告する。

付則 この細則は2016年2月26日から施行する。

2021年4月1日 一部改正(書面総会)

2024年4月1日 一部改正(実務委員会、実行委員会の廃止)